第１６章 仮使用承認に関する基準

法第１１条第５項ただし書の規定により製造所、貯蔵所又は取扱所の一部を仮に使用する場合の承認の基準は、次のとおりとする。

１　承認対象

⑴　製造所等の仮使用承認対象は、変更工事に係る部分以外の部分で、当該変更工事においても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少ない部分とする。

⑵　次に掲げる場合は、承認できないものであること。

ア　製造所等の全部に変更の工事に係る作業が及ぶもの

イ　変更工事により仮使用承認の申請部分が、法第１０条第４項の規定に基づく位置、構造及び設備の技術上の基準に適合しなくなるとき

ウ　移動タンク貯蔵所の変更工事（危政令第１５条第１項第１号に定める基準の変更を除く。）に係るとき

⑶　変更の工事に係る部分以外の部分に設置されている給油取扱所の専用タンク及び危政令第９条第１項第２０号に規定されるタンク等における危険物の貯蔵又は取扱いは営業中（就業中）休業中（就業時間外）を問わず仮使用の承認が必要となること。

２　承認条件

仮使用を承認する場合は、工事の内容、期間、規模等の実態に応じ、次に掲げる安全対策が講じられていること。ただし、火災予防上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

⑴　工事計画

災害防止のため、無理のない作業日程、工事工程等が組まれていること。

⑵　安全管理組織

ア　施設側事業所及び元請、下請等の工事業者すべてを対象とした安全管理組織が編成され、責任体制の明確化が図られていること。

イ　工事関係者と危険物施設の運転関係者の間における工事の開始、終了の連絡、工事の内容、進捗状況、危険物の取扱い状況等の報告等の事前協議事項が明確にされていること。

ウ　始業前及び終業後の点検、火気使用に伴う安全措置の点検及び仮使用部分における災害の発生防止又は早期発見のための巡回等の管理体制が明確にされていること。

エ　災害発生時又は施設に異常が生じた場合など緊急時における対応策が確立されていること。

⑶　工事中の安全対策

ア　工事部分と仮使用部分とが明確にされ、かつ、工事部分と仮使用部分とには工事内容に応じた適切な防火区画等が設けられていること。

イ　仮使用場所の上部で工事が行われている場合は、落下物による事故防止のため有効な措置が講じられていること。

ウ　工事を行うタンク、配管又は機器内の危険物、可燃性の蒸気又は可燃性のガスの除去、仕切板等による遮断の措置が講じられていること。

エ　工事部分の周囲には、関係者以外の者が出入りできないように仮囲いの措置等有効な措置が講じられていること。

オ　工事部分は、工事に必要な十分な広さが保有されていること。なお、給油取扱所の仮使用部分については、給油業務に支障とならない広さの空地が確保されていること。

⑷　火気管理

火気（裸火、溶接・溶断火花、電気火花、衝撃火花、摩擦熱等の発火源となるエネルギーをいう。）を発生し、又は発生するおそれのある工事は、やむを得ない場合に必要最小限度で行うものとし、次に掲げる措置が講じられていること。

ア　火気使用の内容及び範囲並びに火気使用に伴う制限事項を明確にすること。
イ　ガス検知器等による可燃性の蒸気又はガスの確認を行うこと。
ウ　火気使用場所直近には、消火器等を配置すること。

⑸　照明及び換気

工事に用いる照明器具は、火災予防上支障のないものを用いるとともに、必要に応じ、換気が十分行われること。

⑹　仮設施設、設備等の安全措置

工事に伴い、仮設の塀、足場、昇降設備、電気設備等を設置する場合にあっては、危険物施設に危害を及ぼさないような安全対策が講じられていること。

⑺　防火塀、排水溝、油分離装置、通気管等を撤去し、又は機能を阻害する場合には、これに代わる仮設設備を設けること。

⑻　その他工事の内容に応じた必要な保安措置を講じること。

3　承認申請の時期

仮使用承認申請は、変更許可申請と同時に受け付けることを原則とする。なお、同時に受け付けない場合は、変更許可申請の受付後に行う。

4　掲示板（規制規則第 4 条）

仮使用の承認を受け、仮使用を開始する場合には、当該仮使用をする場所の見やすい箇所に仮使用承認を受けている旨の掲示板を次の例により掲出するよう指導すること。

（規制規則第 5 号様式）

第5号様式(第4条関係)

消防法による仮使用承認済	
製　造　所　等　の　別	
承　認　年　月　日　、　番　号	年　　月　　日　第　　号
承　認　行　政　庁　名	松戸市消防局長

25センチメートル以上

35センチメートル以上

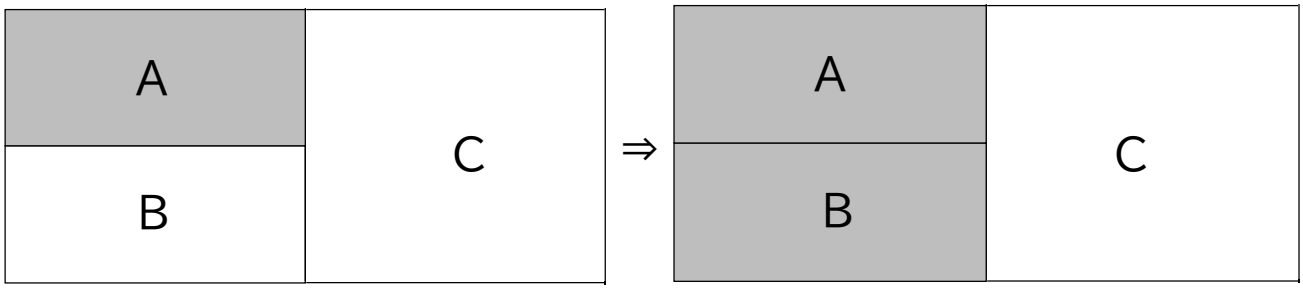
5　複数の変更工事に伴う仮使用の手続

「製造所等における複数の変更工事に係る完成検査等の手続について」（平成 11 年消防危第 24 号）によること。

6　段階的な工事により仮使用範囲を工事期間中に変更する場合の手続

製造所等の部分的な変更工事を段階的に実施する場合で、次のすべてに適合するときは、工事期間中に仮使用範囲を変更することにより、変更部分であっても工事着手前には仮に使用することができるものとする。

⑴　工事を明確に分割して実施すること。
⑵　各工程中、それぞれに十分な安全対策が講じられること。
⑶　工事部分は、完成検査までは使用しないこと。



工事部分Ａ、仮使用部分Ｂ＋Ｃ　　工事部分Ａ＋Ｂ、仮使用部分Ｃ

（注）仮使用承認申請は、仮使用部分Ｂ＋Ｃ及び仮使用部分Ｃそれぞれに対し必要となること。

　工事部分Ａの工程が終了し、工事部分Ｂの工程を実施するまでに、仮使用部分Ｃに係る仮使用承認を受けなければならない。